

質問と回答(Q & A)

問1 入所の時期はどうなりますか。

答1 現在満室のため、各施設で空きが出た時に、原則として入所優先度の高い方から入所のための面談を実施のうえ入所を決定しています。

施設状況他を考慮するため、入所時期が実際いつになるかはお答えできません。

なお、平成22年4月以降区内特別養護老人ホームに入所された方は43名、平成21年度に入所された方は354名(うち新規施設104名)でした。

問2 施設から入所の連絡がきた場合に、断ったらどうなりますか。

答2 保留となりますが2回3回と入所を断る場合は、申込みを辞退していただく場合もあります。入所の必要が出たときに再度お申し込みください。

問3 施設側が入所をお断りすることもありますか。

答3 原則として、入所選考者名簿の優先度順に入所のための面談を実施することになっておりますが、施設の空き状況(男女別、認知症の有無等)により順番が前後することがあります。

また、医療的ケア等(胃ろうや尿管カテーテルなど)が必要な方については、受入人数に限りがあるため、優先度が上位であっても入所が困難になっています。ご了承ください。

問4 申込以降に介護度が重くなったりした場合はどうすればいいのですか。

答4 足立区に住民票がある方の要介護度については、区の介護保険課で把握しておりますので変更の届出は必要ありません。

足立区外の住所の方及び福祉事務所で要介護認定を受けた方はデータが無いため、介護度が変わった場合は変更届が必要になります。

それ以外に、住所、連絡先、介護者の状況等申込書に記入した内容に変更があった場合は、変更届を記入して申込んだ第一希望の施設に提出してください。

連絡がつかない場合は、入所ができない場合があります。変更届の用紙は区内特養ホームまたは地域包括支援センター等にあります。

問5 優先度区分が変わることはありますか。

答5 介護者の状況等が変わって変更届を提出された場合は、それに伴い優先度が変わる場合もあります。また、2~3か月に1回申込者の要介護度のチェックを区で行い優先度も再度算定します。(優先度が変わった場合には通知いたしますが、点数変更のみの場合は通知はいたしません。)

問6 特別養護老人ホームの建設計画はどうなっていますか。

答6 今後の計画としましては、順次整備を進める予定です。

問7 新しい施設への入所希望はどのようにすればいいのですか。

答7 新しい施設への入所は、既に申込んでいる人(希望するにチェックした人)の名簿から順に進める予定です。そのため、申込み済の方が再度申し込む必要はありません。

ません。

なお、以前からある特養ホーム(従来型)は4人部屋が主ですが、平成18年以降にできる特養ホームはユニット型(小人数ごとに共用リビングルームの付いた居住部分は個室)です。

ユニット型と従来型とは利用料金が異なりますので、事前によくご確認ください。入所後の施設変更は原則できません。

また、生活保護受給の方はユニット型に入所できません。

問8 評価の方法はどうなっているのですか。

答8 区内の特別養護老人ホーム施設長、介護支援専門員代表、地域包括支援センター代表、行政代表からなる特別養護老人ホーム入所検討委員会において、優先入所評価基準に基づき行いました。

足立区特別養護老人ホーム入所検討委員会

足立区特別養護老人ホーム入所申込希望先状況

平成22年5月31日現在の各施設別希望者数は以下のとおりです。この希望者数は、第1～3希望までのどれかに記入された人数の合計です。

新規施設の入所者は、既申込者を含めた入所希望者の名簿から選考します。

施設名	定員	希望者数	施設名	定員	希望者数	施設名	定員	希望者数
足立新生苑	220	1,238	足立翔裕園	150	792	ハピネスあだち	150	817
紫磨園	70	373	さくら	60	488	はるかぜ	30	268
さの	100	637	中央本町杉の子園	60	749	千住桜花苑	100	641
扇	76	607	伊興園	130	1,111	竹の塚翔裕園	100	319
六月	50	716	イーストピア東和	147	1,119	-	-	-
グレイスホーム	50	515	プレミアム扇	96	555	合計(延べ)	1,489	10,945

なお、足立区内の特養入所希望者の実人数は3,747人です。

特別養護老人ホームの利用者負担

特別養護老人ホームの利用者負担は、ご本人および同じ世帯の方の収入状況によって、負担区分があります。区民税が非課税の場合は、区に申請すると収入状況を確認して負担区分が決まり、「介護保険利用者負担限度額認定証」が発行されます。入所が決まったら申請してください。申請先は介護保険課保険給付係です。

参考 要介護5の場合 / 月額

		4人部屋	ユニット型個室	負担区分
世帯全員が区民税非課税	本人が老齢福祉年金または生活保護受給者	3万7千円程度	6万2千円程度	第1段階
	本人の課税年金収入 + 合計所得 = 80万円以下	5万円程度	6万5千円程度	第2段階
	本人の課税年金収入 + 合計所得 = 80万円超	5万7千円程度	9万7千円程度	第3段階
本人または同じ世帯の方に区民税が課税されている		8～10万円程度	14～19万円程度	第4段階

金額の内訳は、介護保険1割負担・居住費・食費です。おむつ代は介護保険に含まれます。日用品費、医療費等実費負担分は含みません。1割負担分は要介護度により、居住費、食費は段階と施設ごとに異なります。

上記金額は平成21年4月の厚生労働省資料と介護保険課資料等からの基準額です。実際の負担金額は各施設により異なりますので、ご確認ください。

老齢福祉年金・・・明治44年4月1日以前に生まれた方で、国民年金を受けることができなかった方が、70歳からすでに受けている年金です。

課税年金収入・・・区民税が課税される年金は、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢年金です。遺族年金・障害年金等は課税されません。また、税金等が天引きされる前の金額なので、実際に振り込みされている金額とは違うことがあります。金額は支払元の源泉徴収票で確認できます。

合計所得・・・年金以外に所得がある場合はその金額を足してください。

介護保険利用者負担限度額認定証については介護保険課へ
区民税の内容については課税課へご確認ください